

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱

制定 4 都市基調第 574 号

令和 4 年 11 月 21 日

最終改正 4 都市基調第 630 号

令和 4 年 12 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域経済を支える重要な社会インフラである物流及び都民の日常生活と関わりの深い乗合バス事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者及び乗合バス事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付することについて東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自動車

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。

(2) 一般貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「事業法」という。）第 2 条第 2 項に規定する事業をいう。

(3) 特定貨物自動車運送事業

事業法第 2 条第 3 項に規定する事業をいう。

(4) 貨物軽自動車運送事業

事業法第 2 条第 4 項に規定する事業をいう。

(5) 一般乗合旅客自動車運送事業

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する、乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業をいう。

(6) 中小貨物運送事業者

資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下であって、関東運輸局東京運輸支局において一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業若しくは貨物軽自動車運送事業の許可を受け、又は届出を

行った法人若しくは個人をいう。

(7) 乗合バス事業者

道路運送法第4条の許可を受け、同法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行う者のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うものをいう。

(8) 高速バス路線

省令第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバス路線で、省令第10条第1項第1号ロの運賃を適用する路線のうち、専ら一の市町（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さがおおむね50キロメートル以上の路線をいう。

(9) 車検証

車両法第58条第1項に規定する、自動車検査証をいう。

（交付対象事業者）

第3条 支援金の交付対象事業者は、それぞれ以下の各号において掲げる要件の全てを満たす事業者又は知事が必要と認める事業者とする。

(1) 貨物運送事業者

ア 令和3年10月1日までに事業法に基づく事業の許可を受け、又は届出を行った中小貨物運送事業者であること。

イ 令和4年12月1日時点においてアに規定する事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

(2) 乗合バス事業者

ア 令和3年10月1日までに道路運送法に基づく事業の許可を受けた事業者であること（東京都交通局を除く。）。

イ 令和4年12月1日時点においてアに規定する事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

（交付対象車両）

第4条 支援金の交付対象車両は、それぞれ以下の各号において掲げる要件の全てを満たす車両又は知事が必要と認める車両とする。

(1) 貨物運送事業

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車（二輪の自動車を除く。）であること。

イ 令和3年10月1日までに次のいずれかの要件を満たしており、車検証に記載された有効期間の満了する日が令和4年12月1日以降であること（更新の場合を含む。）。

（ア）関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において車両法第4

条に規定する登録及び同法第 58 条に規定する検査を受けた自動車

(イ) 軽自動車検査協会東京主管事務所又は管内支所において車両法第 58 条に規定する検査を受けた軽自動車

ウ 第 3 条第 1 号アに定める事業の用に供する自動車であること。

エ 前条第 1 号に定める交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用していること。

(2) 乗合バス事業

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。

イ 令和 3 年 10 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において車両法第 4 条に規定する登録及び同法第 58 条に規定する検査を受けた自動車であり、車検証に記載された有効期間の満了する日が令和 4 年 12 月 1 日以降であること（更新の場合を含む。）。

ウ 第 3 条第 2 号アに定める事業の用に供する自動車であること。ただし、第 2 条第 8 号に定める高速バス路線に係る事業の用に供する自動車は除く。

エ 前条第 2 号に定める交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用していること。

(交付額)

第 5 条 前条に規定する車両に対する交付額は、それぞれ別表のとおりとする。

(交付申請)

第 6 条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼状況報告書」（第 1 号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に定める資料を添えて、別に定める期日までに申請を行わなければならない。

(1) 申請対象車両一覧（第 2 号様式）

(2) 許可書等

ア 貨物運送事業

一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出書の写し若しくは変更等届出書の控えその他これらに準ずるものとして知事が認める書類のいずれかの写し

イ 乗合バス事業

一般乗合旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書その他これらに準ずるものとして知事が認める書類のいずれかの写し

- (3) 申請車両の車検証の写し
- (4) 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- (5) 誓約書（第3号様式）
- (6) 申請事業者が区市町村から委託、助成等を受けて実施するコミュニティバス事業の用に供する車両について申請する場合、当該区市町村が発行した確認書（第4号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、資格の確認に必要と認める書類

（申請を行えない場合）

第7条 申請事業者が、本支援金申請時において、本支援金と同種の支援（保有車両に対する燃料費高騰分の支援）を、都内他の自治体に申請している場合においては、本支援金の申請は行えないものとする。ただし、当該申請を、本支援金の申請前に取り下げている場合は、この限りでない。

（暴力団等の排除）

第8条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（状況報告及び調査）

第9条 知事は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、申請事業者に対してその報告を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を行うものとする。

（交付決定兼交付額確定）

第10条 知事は、第6条の規定による申請があったときは、審査を行い、その適否の決定及び交付額の確定をし、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策支援金交付決定兼交付額確定通知書」（第5号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により申請事業者へ通知するとともに、支援金を交付するものとする。ただし、不交付とした場合には、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策支援金不交付決定通知書」（第6号様式）

により申請事業者に理由を付して通知するものとする。

（申請の撤回等）

第 11 条 申請事業者は、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請撤回書」（第 7 号様式）を提出することにより、申請の撤回を行うことができる。

2 前項に規定する場合において、規則第 9 条の規定による申請を撤回できる期間は、交付決定通知書を受領した日から 10 日を経過する日までとする。

3 第 6 条の規定による申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実と異なることが判明した等の場合で、申請事業者に対して必要な補正を求めたにもかかわらず、その日から 2 週間以内に補正が行われなかった場合は、第 1 項による申請の撤回があったものとみなす。

4 前条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、都が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が 2 週間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、第 1 項による申請の撤回があったものとみなす。

5 第 1 項及び前 2 項の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなす。

（交付決定の取消及び返還命令）

第 12 条 知事は、申請事業者が、次のいずれかに該当したときは、当該申請者に対して「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定取消書」（第 8 号様式）を交付することにより、当該交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支援金の交付を受けている場合には、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金返還命令書」（第 9 号様式）を交付することにより、速やかにその返還を命じるものとする。

（1）偽りその他不正の手段によることが明らかであるとき。

（2）第 3 条各号の要件及び第 4 条各号の要件に該当しないことが判明したとき。

（3）第 6 条の交付申請書又は同条各号の添付書類の内容について、事実と異なることが判明したとき。

（4）第 8 条各号に該当したとき。

（5）規則第 9 条の規定による申請の撤回があったとき。

（6）その他この要綱の規定又は第 10 条の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（書類の整備等）

第 13 条 申請事業者は、支援金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証

拠書類を整理保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。
- 3 申請事業者が法人の場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散したときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和4年12月14日付4都市基調第630号）

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

別表

種別	交付額
一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車	1台当たり 23,000円
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車	1台当たり 8,000円
一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車	1台当たり 35,000円